

調査		改算		令和 8年 4月 日	設計者氏名	
----	--	----	--	------------	-------	--

令和 8 年度

森林経営管理整備業務実施設計書

工事費金                      円也

1. 事業名                      令和8年度森林経営管理整備業務

1. 業務箇所                      下田市                      北湯ヶ野                      地内

1. 業務概要                      箇所番号7                      間伐352本                      支障木伐採20本

1. 施行理由                      森林経営管理権に基づく経営管理（森林整備）





明細書第 1 号

間伐明細書

選木

伐木

枝払い

No.	本数 (本)	単価表	基準単価 (円/本)	金額 (円)	単価表	基準単価 (円/本)	金額 (円)	単価表	基準単価 (円/本)	金額 (円)
7	352	単価表第1号			単価表第2-1号			単価表第3-1号		
計	352									

玉切

片付け

No.	本数 (本)	単価表	基準単価 (円/本)	金額 (円)	単価表	基準単価 (円/本)	金額 (円)	箇所別計(円)
7	352	単価表第4-1号			単価表第5-1号			
計	352							合計

明細書第 2 号

支障木伐採

項目	幹周	30~60cm未満	60~90cm未満	90~120cm未満	120~150cm未満	150~200cm未満	200~250cm未満	計
	胸高直径	10~20cm未満	20~29cm未満	29~39cm未満	39~48cm未満	48~64cm未満	64~80cm未満	
No.	単価表番号	単価表第6-1号	単価表第6-2号	単価表第6-3号	単価表第6-4号	単価表第6-5号	単価表第6-6号	計
	単価(円/本)							
7	本数(本)	6	7	2	0	5	0	20
	金額(円)							
計	本数(本)	6	7	2	0	5	0	20
	金額(円)							

単価表第 1 号

選 木 単価表

金 円也

100本 当り

名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額		摘 要
					全 体	特殊二次製品	
特殊作業員			人				
普通作業員			〃				
諸雑費	ナンバーテープ等の消耗品費用		式				
計							
1本当たり	計/100						

単価表第 2-1 号

伐 木 単価表

金 円也

胸高直径 22-28cm未満

100本 当り

名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額		摘 要
					全 体	特殊二次製品	
特殊作業員			人				
普通作業員			〃				
諸雑費	チェーンソー等損料、燃料費等の費用		式				
計							
1本当たり	計/100						

単価表第 3-1 号

枝払い 単価表

金 円也

胸高直径 22-28cm未満

100本 当り

名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額		摘 要
					全 体	特殊二次製品	
特殊作業員			人				
普通作業員			〃				
諸雑費	チェーンソー等損料、燃料費等の費用		式				
計							
1本当たり	計/100						

単価表第 4-1 号

玉 切 単価表

金 円也

胸高直径 22-28cm未満

100本 当り

名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額		摘 要
					全 体	特殊二次製品	
特殊作業員			人				
普通作業員			〃				
諸雑費	チェーンソー等損料、燃料費等の費用		式				
計							
1本当たり	計/100						

単価表第 5-1 号

片付け 単価表

金 円也

胸高直径 22-28cm未満

100本 当り

名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額		摘 要
					全 体	特殊二次製品	
普通作業員			人				
諸雑費	チェーンソー等損料、燃料費等の費用		式				
計							
1本当たり	計/100						

単価表第 6-1 号

支障木伐採 単価表  
(人力伐採)

金 円也

幹周 30-60cm未満

10本 当り

名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額		摘 要
					全 体	特殊二次製品	
造 園 工			人				
普通作業員			人				
諸雑費			式				
計							
1本当たり	計/10						

単価表第 6-2 号

支障木伐採 単価表  
(人力伐採)

金 円也

幹周 60-90cm未満

10本 当り

名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額		摘 要
					全 体	特殊二次製品	
造 園 工			人				
普通作業員			人				
諸雑費			式				
計							
1本当たり	計/10						

単価表第 6-3 号

支障木伐採 単価表  
(人力伐採)

金 円也

幹周 90-120cm未満

10本 当り

名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額		摘 要
					全 体	特殊二次製品	
造 園 工			人				
普通作業員			人				
諸雑費			式				
計							
1本当たり	計/10						

単価表第 6-5 号

支障木伐採 単価表  
(人力伐採)

金 円也

幹周 150-200cm未満

10本 当り

名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額		摘 要
					全 体	特殊二次製品	
造 園 工			人				
普通作業員			人				
諸雑費			式				
計							
1本当たり	計/10						

単価表第 7 号

ラフテレーンクレーン運転 単価表

金 円也

13 t 吊り

1 日 当り

名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額		摘 要
					全 体	特殊二次製品	
運転手(特殊)			人				
燃料	軽油 パトロール給油		ℓ				
機械損料	第2次基準値		日				
諸雑費			式				
計							

単価表第 8 号

バックホウ運転 単価表

金 円也

0.2m<sup>3</sup>

1日 当り

名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額		摘 要
					全 体	特殊二次製品	
運転手 (特殊)			人				
軽油	パトロール給油		ℓ				
バックホウ	0.2m <sup>3</sup> グラップル		日				
諸雑費			式				
計							

# 森林経営管理整備業務平面図

右上座標値(-138703.263,39435.521)

着色：森林経営管理整備業務実施箇所



## 令和8年度 森林経営管理整備業務

施工箇所：No. 7  
間伐 352本  
支障木伐採 20本

No. 8  
SS04-012 北湯ヶ野969-1  
SS04-008 北湯ヶ野968-1-1、968-1-3

No. 6  
SS04-002 北湯ヶ野755-2  
SS04-015 北湯ヶ野753-1、753-2、754-2

No. 2  
SS04-008 北湯ヶ野1099-1  
No. 3  
SS04-016 北湯ヶ野1101

No. 7  
SS04-001 北湯ヶ野938-1  
SS04-009 北湯ヶ野477-2、477-3  
SS04-005 北湯ヶ野465-2  
SS04-013 北湯ヶ野941-2  
SS04-014 北湯ヶ野936、937-1、937-2

No. 1  
SS04-010 北湯ヶ野907-1  
SS04-006 北湯ヶ野906

No. 4  
SS04-011 椎原388-1  
SS04-003 椎原387-1  
No. 5  
SS04-007 椎原219  
SS04-004 椎原218、350-1

左下座標値(-142147.263,34515.521)

1:12000 1000

---

# 仕様書

---

## 第1 適用

---

- 1 本仕様書は、下田市が発注する「令和8年度 森林経営管理整備業務」に係る契約及び設計図書、その他の内容について、必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 受注者は、本仕様書に規定のない事項について、「静岡県農林土木共通仕様書」及び「農林土木工事施工管理基準」を準用するものとし、その他定めのない事項は発注者との協議によるものとする。
- 3 設計図書は相互に補完しあうものとし、契約書及び仕様書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 4 設計図書及び図面、仕様書の間には相違がある場合又は図面に書かれた数字と現地での測量数値等が相違する場合には、受注者は監督員等に確認して指示を受けなければならない。
- 5 受注者は信義に従って誠実に業務を履行し、監督員等の指示がない限り業務を継続しなければならない。

## 第2 施工管理

---

- 1 受注者は、出来形及び規格値が別紙1「出来形管理基準及び規格値」に適合するよう、十分な施工管理を実施し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理表を作成するものとする。
- 2 発注者は、監督員が必要と判断した場合、設計図書に示す出来形管理の測定頻度を協議により変更することができるものとする。この場合、受注者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。
- 3 受注者は、別紙1「出来形管理基準及び規格値」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、監督員等の請求があった場合は直ちに提示するとともに、完成書類とともに提出しなければならない。なお、別紙1「出来形管理基準及び規格値」に定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。
- 4 受注者は、業務に先立ち現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、業務内容、業務名、履行期間（終期日）、時間帯、発注者名及び受注者名、電話番号を記載した標示板を設置し、完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができるものとする。
- 5 受注者は、履行期間中、現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。
- 6 受注者は、業務に際し現場周辺並びに他の構造物及び施設等へ影響を及ぼさないよう実施しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ通知し、その対応方法等に関して協議するものとする。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

## 第3 写真管理

---

受注者は、写真を施工管理の手段として、各業務内容の実施段階及び完成後明視できない箇所の実施状況、出来形寸法等を別紙2「写真管理基準」により撮影し、適切な管理のもと保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、完成書類とともに提出しなければならない。

#### 第4 業務完了検査

---

1 受注者は約款第24条第1項の規定に基づき、業務完了届出書及び本仕様書(特記仕様書を含む。)に定める完了書類を監督員等に提出しなければならない。

2 受注者は、業務完了届出書を監督員等に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

(1)設計図書(追加、変更指示も含む)に示されるすべての業務が完成していること。

(2)設計図書により義務付けられた業務記録写真、出来形管理資料、業務関係図面及び業務報告書等の資料の整備がすべて完了していること。

(3)契約変更を行う必要が生じた業務においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

3 発注者は、完成検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。

4 検査員は、監督員等及び受注者の臨場又は机上にて、業務目的物を対象として設計図書と対比し、各項目の検査を行うものとする。

5 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。

別紙 1

\* 出来形管理基準及び規格値

作業種	測定項目	規格値	測定基準
間伐 支障木伐採	伐倒本数	-0 本	伐倒本数は、設計図書で示された伐倒総本数を測定。

\* 写真管理基準撮影箇所一覧

分類	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	
着手前・完成写真	着手前	全景又は代表部分写真	着手前	着手前 1 回
	完成	全景又は代表部分写真 着手前と同一箇所	完成後	実施完了後 1 回
実施状況写真	実施中	工種、種別ごとに施工計画書に従い実施していることが確認できるよう適宜	実施中	工種、種別ごとに 1 回
	仮設工 (指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	実施前後	1 実施箇所 1 回
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	発生時	必要に応じて
安全管理写真	安全管理	各種標識類の設置状況	設置後	種類ごと 1 回
		各種保安施設の設置状況	設置後	種類ごと 1 回
		安全訓練等の実施状況	実施中	実施ごと 1 回
使用材料写真	使用材料	形状寸法	検収時	品目ごと 1 回
		検査実施状況	検査時	品目ごと 1 回
事故写真	事故報告	事故の状況	発生前 発生直後 発生後	その都度
その他	補償関係	被害又は損害状況	発生前 発生直後 発生後	その都度
検査	中間検査	完成後明視できない部分	検査時	その都度
	完成検査	業務の完成状況	検査時	その都度
出来形管理写真		標準地の林況及び実施状況	着手前 実施中 完成後	標準地ごと 1 回
		伐倒の実施状況	着手前 完成後	1,000 本に 1 本撮影。 (近景) 1,000 本ごとに撮影。 (遠景) ※撮影頻度は 1 業務 3 回 を最低とする。
		不可視部分の施工	その都度	その都度
		出来形管理基準に定められていない	監督員 と協議	その都度

---

# 特記仕様書

---

## 第1 目的

---

本契約による「令和8年度 森林経営管理整備業務」は伐倒総本数が設計図書に示されているため、受注者は伐倒総本数の管理（以下「管理」という。）を行わなければならない。

については、本特記仕様書により受注者が行う管理方法及び発注者が行う伐倒本数の確認（以下「確認」という。）方法について定めるものである。

## 第2 管理

---

受注者が管理を行う場合、伐倒木に管理番号（ナンバーリングテープ等を伐倒木に貼付する。）を付け、伐倒総本数を伐倒本数管理表（以下「管理表」という。）、管理番号位置図（以下「位置図」という。）及び伐倒木確認写真（以下「確認写真」という。）を作成しなければならない。

なお、受注者は作成した管理表、位置図及び確認写真を完成書類とともに発注者へ提出しなければならない。

## 第3 その他

---

受注者は管理表及び位置図を作成するにあたり、別添記載例を参考にすること。

記載例

### 伐倒本数管理表

施工地区名 　　 ○○地区

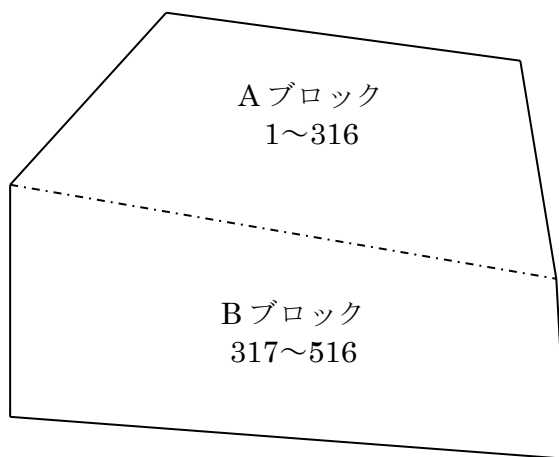
作業実施日	選木・伐倒本数	管理番号	備考
8.7.10	100	1～100	Aブロック
8.7.11	110	101～210	Aブロック
8.7.12	106	211～316	Aブロック
8.7.13	200	317～352	Bブロック
計	516		

※管理番号欄には、作業実施日ごとに、伐倒木に付した番号を記載する。管理番号は管理番号位置図で概ねの位置がわかるようにしておく。

※備考欄には、1 施工地区内を複数の区域に分けて管理を行った場合など、必要に応じてこの欄に記入をする。

### 管理番号位置

　　 ○○地区



※ブロック間の境界線は概ねで、実測の必要はない。